

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しては契約に含めることで万全に期している。

## 評価実施機関名

邑楽町長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種けんしんど、町民の健康増進のための事業を推進するために行う事務であり、事務の内容は、その事業によって多少異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①利用申込 ②事業対象であることの確認 ③事後指導・結果管理
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課 保健センター 健康推進係
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	------------------------------------------	-------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---------------------------------------------------------

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 〔3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策〕  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 〔十分である〕  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないとになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課 保健センター 健康推進係	健康づくり課 保健センター 健康推進係	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	健康づくり課長	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	健康づくり課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	事後	組織改正による名称変更
令和6年8月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第50条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に基づく修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和4年3月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	令和4年3月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	なし	健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全に期してます。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき、健康増進事業に関する事務を実施する。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25(1) 健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種けんしんど、町民の健康増進のための事業を推進するために行う事務であり、事務の内容は、その事業によって多少異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①利用申込 ②事業対象であることの確認 ③事後指導・結果管理	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第54条	・番号法第9条第1項、別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第54条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	記載無し	(以下の内容を追記) 十分である	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	記載無し	(以下の内容を追記) ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	(以下の内容を選択) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載無し	(以下の内容を選択) 十分である	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載無し	(以下の内容を追記) 特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更